



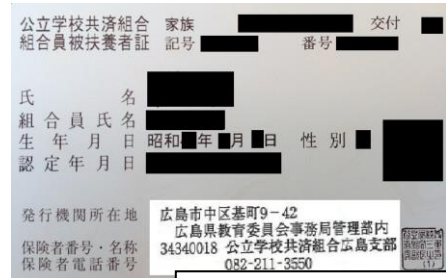
令和元年7月

蒲刈共同事務センターだより

## 共済組合員被扶養者証（保険証）の資格確認

学期末になりました。

例年この時期は、公立学校共済組合員被扶養者証(保険証)の資格確認のため、書類の提出をお願いしています。



**8月19日(月)締切**

配偶者、子、父母等

対象者 平成31年4月1日現在、18歳以上の被扶養者

提出書類 ①「被扶養者現況申告書」(びわ色の用紙)

②扶養手当の支給がない場合は以下の添付書類

※○は必ず、△は該当する場合に提出してください。

確認期間は

**H30年6月～R元年5月の1年間です。**

被扶養者の状況			被扶養者の収入確認書類							共同扶養者の収入確認書類	同居の確認	送金確認		
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分	収入の種類等	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	
				扶養継続 申立書	申告時点で 発行される 最新の 所得証明 書 【注1】	給与支給 明細書等 【注2】	雇用条件が 分かる書類 (非常勤講師 の場合は勤 務条件説明 書)	年金振込 通知書等 最新の年金 額が分かる 書類	平成30年 分確定申 告書の控え 【注3】	その他 (雇用保険 受給資格者 証等受給額 を確認でき る書類)	扶養義務者の 所得証明書等 扶養義務者全 員の収入額全 てを確認で きる書類 【注4】	住民票 の写し 【注5】	H30.6～R元.5の 送金を確認で きる書類の写 し (学生の場合は H31.4.1以後発行 の在学証明書で 代用可)	
有	有	同居・別居を問わない	給与 年金 事業収入 その他	確認書類不要										
無	無	同居	その他	○	○						△	△		
		別居	その他	○	○						△		○	
	有	同居	給与 年金	○	○	○	△					△	△	
			事業収入 その他	○	○					○		△	△	
		別居	給与 年金	○	○	○	△					△		○
			事業収入 その他	○	○					○		△		○

## 扶養手当の支給がない場合

以下の表を参考に、必要書類を添付してください。

	提出書類	備考	チェック	
全 員	「扶養継続申立書」	<u>別紙 4-1</u> にご記入ください。	○	
被扶養者に 収入なし	被扶養者の最新の「所得証明書」	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。		
被 扶 養 者 に 収 入 あ り	給与 収入	被扶養者の最新の「所得証明書」 「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。 ※「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」で代用可		
		被扶養者の給与支給明細書	給与支給明細がない場合は、月額が分かる書類、または、「支払証明書」に事業主の証明を受けて提出してください。(通勤手当・ボーナスを含めた総支給額が証明してあれば、任意の様式でも構いません。)	
		被扶養者の雇用条件が分かる書類	非常勤講師の場合は「勤務条件説明書」	
	年金 収入	被扶養者の最新の「所得証明書」	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。	
		被扶養者の年金振込通知書等、最新の年金額が分かる書類		
	事業 収入	被扶養者のH30年分確定申告書の写し	必要経費が確認できるよう、確定申告書及び収支内訳書の写しが必要です。	
そ 他	被扶養者の最新の「所得証明書」	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。		
	被扶養者の雇用保険受給資格者証等、受領額を確認できる書類			
共 同 扶 養 者 あ り	被扶養者が子の場合、夫婦双方の収入額が確認できる書類(所得証明書等) ※配偶者が被扶養者及び夫婦双方が公立学校共済組合の組合員の場合は不要			
	父母または祖父母どちらか一方が被扶養者の場合、被扶養者の配偶者や子など、扶養義務者全員の収入額が確認できる書類(所得証明書等)			
同 居	住民票の写し (R元.6.1以後発行のもの)	被扶養者が、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 <b>以外</b> の場合に提出してください。		
別 居	H30.6~R元.5の送金を確認できる書類の写し	学生の場合は、H31.4.1以後発行の在学証明書で代用可		

不明な点は事務職員へ早めに確認し、  
必要な書類を期限までに提出しましょう!



# 「被扶養者現況申告書」の記入について

「被扶養者現況申告書」(びわ色の用紙)に必要事項を記入・押印し、提出してください。

①記載事項が正しいか確認

②公費の欄には、次に該当する番号を記入(該当しない場合は空欄)  
「5」重度障害等公費負担医療制度適用者  
「6」ひとり親(乳児医療は除く。)

③同居・別居どちらかに○印

④職業を記入  
(例)無職、学生、パート、非常勤講師、農業従事 など

⑤H30年6月～R元年5月の収入額を記入  
(認定日がH30年6月以降の場合は、認定日からR元年5月)  
※収入なしの場合は必ず「0」を記入

⑥R元年6月～R2年5月の収入見込額を記入  
※収入なしの見込みの場合は必ず「0」を記入

⑦父母どちらか一方のみを被扶養者としている場合のみ、どちらかに○印  
(該当しない場合は無記入)

⑧日付・氏名を記入

⑨押印

⑩共同扶養をしている公立学校共済組合員の配偶者がある場合のみ記入(該当しない場合は無記入)

## 《被扶養者の収入についての注意事項》



**重要**

- 被扶養者に本当に収入がないのか(アルバイト等していないか)を必ず確認してください。
- 被扶養者の収入には、所得税法上、非課税扱いになるものも含まれます。  
また、扶養手当の認定要件とは異なる部分もあるので、注意してください。

### 収入に含むもの

(例) 通勤手当・遺族年金・障害年金、雇用保険の失業給付・被爆者健康管理手当・企業年金や個人で加入している生命保険会社等の個人年金 等

### 収入に含めないもの

(例) 奨学金・退職手当・不動産売却による一時的な収入・雇用保険法による特例一時金及び高齢者求職給付金・出産手当金・個人年金等の解約による一時的な収入 等

# 「扶養継続申立書」記入例

## 扶養継続申立書

令和 元 年 8 月 〇 日

公立学校共済組合広島支部長 様

所 属 所 名	呉市立〇〇小学校	(印)
組 合 員 氏 名	呉市 太郎	
被扶養者の氏名・続柄	呉市 次郎 (続柄 子 )	

押印

- 1 扶養事実 (被扶養者のこれまでの状況と、今後も組合員が生計を維持していく状況を記入すること。)

子は大学院に進学し、今後2年間は生計を立てられる収入を得られる見込みがないので、保護者である私が扶養していく必要がある。

- 2 組合員以外の扶養義務者の有無

扶養義務者の例

被扶養者が子の場合 ⇒ 配偶者

被扶養者が父(同居)の場合 ⇒ 母(同居) + 兄弟姉妹(同居) 等

有 (氏名 呉市 花子 組合員との続柄 妻 )

(氏名 組合員との続柄 )

無

※ 「有」の場合、原則として当該扶養義務者と組合員本人の収入を確認できる書類(所得証明書等)が必要になります。ただし、その者が組合員の被扶養者である場合を除きます。

- 3 経済的援助額 [別居の被扶養者(配偶者・子・父母・祖父母・孫・兄弟姉妹)の場合に、記入すること。]

- (1) 組合員の経済的援助額

直近12か月で、援助額を記入できる書類(振込金(兼)受取書の写)

※ 1 援助額には、

※ 2 送金確認書類

※ 3 学生(「平成20年度以降の学生」)の入居者は、援助額の記入のみで、送金確認書類は不要とする。

被扶養者が別居の場合に記入  
※援助額には、家賃及び学費支払も含まれます。

年 月	援 助 額	年 月	援 助 額
平成 30 年 6 月	50,000 円	平成 30 年 12 月	60,000 円
平成 30 年 7 月	50,000 円	平成 31 年 1 月	60,000 円
平成 30 年 8 月	50,000 円	平成 31 年 2 月	60,000 円
平成 30 年 9 月	50,000 円	平成 31 年 3 月	60,000 円
平成 30 年 10 月	50,000 円	平成 31 年 4 月	50,000 円
平成 30 年 11 月	50,000 円	令和 元年 5 月	50,000 円
合 計			640,000 円

被扶養者が別居の場合に記入

- (2) 組合員以外の経済的援助者  有  無

経済的援助者氏名	組合員との続柄	(直近12か月の合計額)
		円